

山形広域環境事務組合分担金条例に基づく
負担金の調整に関する規則

〔平成 5 年 8 月〕
山広環規則第 2 号

山形広域環境事務組合分担金条例第 2 条に規定する負担金について、構成市町が当該年度の予算に基づき納入した負担金の額が、決算により構成市町が納入すべき負担金の額に過不足が生じた場合は、当該過不足の額については翌年度の構成市町が納入すべき負担金の額で調整するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。